

保育所等の利用に関する確認票（同意書）

※以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目のチェック欄に☑し、裏面にご署名をお願いいたします。

支給認定の確認事項		チェック欄
1	保育所等を利用する場合は、2号・3号での支給認定を受けることが必要です。申込みの際には、「保育を必要とする事由」の確認をさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
2	支給認定の可否結果は文書で通知します。認定ができる方への通知は原則として利用調整の結果通知と一緒にを行います。書類不備などにより認定ができない方に対しては、利用調整の結果を待たずに通知します。	<input type="checkbox"/>
3	支給認定を受けた後に、申込み内容に変更が生じた場合は、「船橋市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更申請書兼支給認定届出事項変更届」を使い、必ず認定の変更を申請してください。変更内容によっては、変更後の事項を記載した通知書を交付することとなります。	<input type="checkbox"/>
4	支給認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。認定期間が終了した支給認定証をお持ちの場合は、速やかに支給認定証を返還してください。保育所等を利用中の方は、利用終了の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
保育所等利用申込みについての確認事項		チェック欄
1	利用手続きに必要な書類は、申込み締切日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は、利用調整にかけることができず、不承認となることがあります。	<input type="checkbox"/>
2	申込み後、就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は、「船橋市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更申請書兼支給認定届出事項変更届」に必要な書類を添付し、早急に市役所窓口へ提出してください。申込み内容が事実と異なる場合、支給認定や利用決定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
3	ご提出いただいた書類について、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
4	希望する施設の変更をする場合は、変更希望月の申込み締切日までに「保育所等利用申込中の希望等変更届出書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
5	利用申込みを取下げの場合は、船橋市に連絡のうえ、船橋市保育所等の利用（変更）申込取り下げ書（任意書式可）を提出するとともに、支給認定証の交付を受けている場合は、交付された支給認定証を速やかに保育認定課に返還してください。	<input type="checkbox"/>
6	見学が必要な施設を希望する場合は必ず見学をし、説明を受けてください。特に私立保育園等は施設により保育目標が異なっている場合や、保育料以外に実費（園服など）を徴収している場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。また、健康状況について留意する点がある場合は、見学時に必ず施設に対して説明を行ってください。	<input type="checkbox"/>
7	発達支援保育の対象となる可能性がある場合は、児童の状況に関する情報を公立保育園管理課に提供し、体験保育を行うことがあります。また、体験保育終了後は、公立保育園管理課から保育認定課に対して結果に関する情報の提供を行います。	<input type="checkbox"/>
8	アレルギーによる食事制限がある場合は、その程度にかかわらず必ず各施設にご確認ください。保育所等ではアレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食・代替食を可能な限りで行っていますが、一部の私立保育園や家庭的保育では食物アレルギーの対応ができません。小規模保育等についても同様に施設への確認をしてください。また、公立保育園でも、一部アレルギー対応していない食材料があります。対応が困難な場合はお弁当の持参をお願いすることもあります。	<input type="checkbox"/>
9	求職中の方は、求職中としての支給認定期間終了後も継続して利用調整を行います。就労が決まり次第就労証明書を提出してください。また、求職中のまま利用開始した際は、90日目の月末までに新たな就労先を決め、就労証明書を提出してください。提出がないと、支給認定期間の終了に伴い、その月末で利用解除（退園）となります。	<input type="checkbox"/>
10	妊娠・出産を理由としての認定期間は、出産予定月の前2か月（多胎妊娠の場合のみ前4か月）から、出産後56日目を迎えた月の末日までとなります。引き続き継続して申請するためには、別の事由が必要となります。	<input type="checkbox"/>
11	育児休業（休暇）明けで申込み場合、復職日により利用可能月が異なります。就労証明書の「育児休業期間」記入欄に明記してもらうか、勤務先から育児休業（休暇）証明書を取得してください。育児休業（休暇）を繰り上げて申込みをする場合は、育児休業（休暇）からの繰り上げ復帰ができることを確認させていただきます。なお、入所が承認され、育児休業（休暇）を繰り上げて復帰する場合は、入所月の翌月15日までに復職する必要があります。	<input type="checkbox"/>
12	利用承認後、施設での説明会が行われますので必ず参加してください。参加しない場合は、承認が取り消しになることがあります。日時等の詳細については決定施設にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
13	利用承認を辞退（キャンセル）したことがある場合、その後の利用調整の中で、希望する施設に保育を必要とする度合いが同一の方が他にいて、施設に十分な空きが無く、さらに優先順位を決めねばならないときには、キャンセルしたことが無い方を優先してご案内することがあります。	<input type="checkbox"/>
14	利用調整上必要となる場合は、該当年度の市区町村民税の課税情報を取得することがあります。他にも、以下の連携機関から資料を取得することがあります。また、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。 （連携機関及び資料の例）※他市区町村を含む 戸籍住民課（戸籍、住民票）、児童家庭課（課税証明書…該当年度の課税が他市の場合）、生活支援課（生活保護証明書）、認可保育施設（児童の健康状況や世帯状況等）	<input type="checkbox"/>
15	施設の受入状況により、利用申込みをしていない施設のあっせんをすることがあります。	<input type="checkbox"/>

※裏面もご確認ください。

利用開始後の確認事項		チェック欄
1	各施設が定める「きまり」を守り、認定を受けた利用時間の中で、各施設の開設時間内に送迎してください。	<input type="checkbox"/>
2	保育所等で児童をお預かりする時間は、保護者の就労時間など、実態に応じたものとなります。	<input type="checkbox"/>
3	延長保育の利用は、各施設で申込みをしてください。児童の健康状態や保護者の就労等の実態によっては、延長保育の利用が制限されることがあります。なお、公立保育園に入園した6か月未満児や発達支援児については、認定された保育必要量に関わらず、お子様の状況により、お預かり時間を相談させていただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
4	利用開始後に就労や世帯等の状況に変更が生じた場合は「船橋市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定内容変更申請書兼支給認定届出事項変更届」に必要書類を添付し、早急に市役所窓口または利用施設に提出してください。書式や添付していただく関係書類は施設にも置いてあります。保育必要量や事由等の認定内容の変更は届出のあった月の翌月1日からです。	<input type="checkbox"/>
5	ご提出いただいた書類について、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
6	利用開始当初には児童が施設に慣れるための「ならし保育」があり、認定された利用時間に関わらず、お迎えの時間が早くなります。利用開始日より前にならし保育をすることはできません。転園された場合も同様にならし保育があります。	<input type="checkbox"/>
7	保育所等を利用できる方は、保育を必要とする事由がある方のみとなります。保育を必要とする事由がなくなった場合は、支給認定が取り消され、保育の利用解除（退園）となります。	<input type="checkbox"/>
8	保育所等の利用中に求職中となった方は、変更の届け出をした上で、90日目の月末までに新たな就労先を決め、就労証明書を提出してください。提出がないと、支給認定期間が終了となり、その月末で利用解除（退園）となります。	<input type="checkbox"/>
9	保育所等の利用を開始した場合は、概ね月10日以上の利用をお願いしています。長期欠席等により、利用が長期間確認されない場合は、保育の利用解除（退園）となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
10	保育料は、1か月単位となっています。月の1日現在に在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。月の途中で退園した場合でも、保育料は日割り計算されません。	<input type="checkbox"/>
11	保育料は、世帯の税額により算定しますので、離婚されても児童と同居している場合や、別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の税額を合算のうえ、保育料を算定します。また、父母が非課税の場合、同居している祖父母等の税額を合算し、保育料を算定することがあります。	<input type="checkbox"/>
12	税額や、世帯状況等が変更になった場合は、保育料も変更となる可能性があります。	<input type="checkbox"/>
13	保育料が滞納となった場合、延滞金が発生します。督促状・催告状が交付されるほか、市役所の職員が自宅訪問や電話による催告を行います。それでもなお納付がない場合には、滞納金額にかかわらず、財産の差押えを行うことがあります。また保育料の収納情報を必要に応じて保育施設に提供します。	<input type="checkbox"/>
14	適正に保育料を算定するため、必要な年度の市区町村民税の課税情報を取得することがあります。他にも、以下の連携機関から資料を取得することがあります。また、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。 (連携機関及び資料の例) ※他市区町村を含む 戸籍住民課（戸籍、住民票）、児童家庭課（課税証明書…該当年度の課税が他市の場合）、生活支援課（生活保護証明書）	<input type="checkbox"/>
15	適正な保育の実施を行うため、以下の連携機関から資料を取得することがあります。また、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。 (連携機関及び資料の例) ※認可保育施設については、他市区町村を含む 認可保育施設（登園状況等）、公立保育園管理課（集団保育の状況）、戸籍住民課（戸籍、住民票）、家庭福祉課 児童家庭課・地域子育て支援課・生活支援課（在園事由確認資料）、地域保健課（保育所等の利用状況）	<input type="checkbox"/>
16	利用開始後、在籍している施設からの申出により、児童の健康状態や集団保育の状況を確認させていただくことがあります（保育観察）。その結果、発達支援保育が必要と判断された場合は、施設の利用に制限がかかることがあります。また、この確認のために、保育認定課と公立保育園管理課および在籍している施設との間で、児童に関する情報の提供を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>

船橋市長 あて

支給認定および保育所等の利用申込みにあたり、以上の確認事項について同意します。

(署名欄) 同意年月日 平成 年 月 日

千葉県船橋市

保護者（父）氏名

保護者（母）氏名